

半 期 報 告 書

(第17期中) 自 平成16年 4 月 1 日
至 平成16年 9 月 30 日

株式会社 **ベクター**

(941390)

第17期中（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年12月7日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **ベクター**

目 次

頁

第17期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【経営上の重要な契約等】	6
5 【研究開発活動】	6
第3 【設備の状況】	7
1 【主要な設備の状況】	7
2 【設備の新設、除却等の計画】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表等】	17
2 【中間財務諸表等】	18
第6 【提出会社の参考情報】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40

中間監査報告書

前中間会計期間	41
当中間会計期間	43

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年12月7日

【中間会計期間】 第17期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】 株式会社ベクター

【英訳名】 Vector Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶 並 伸 博

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿八丁目14番24号

【電話番号】 (03)5337-6711

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 梶 並 京 子

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿八丁目14番24号

【電話番号】 (03)5337-6711

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 梶 並 京 子

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目6番10号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日
営業収益 (千円)	854,254	984,506	964,117	1,874,909	2,013,809
経常利益 (千円)	82,736	100,353	83,045	195,952	222,617
中間(当期)純利益 (千円)	40,070	49,223	116,768	88,064	110,600
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	979,277	981,527	983,252	980,027	981,677
発行済株式総数 (株)	68,841	68,931	69,000	68,871	68,937
純資産額 (千円)	2,472,923	2,536,613	2,646,712	2,494,078	2,601,692
総資産額 (千円)	2,832,318	2,925,618	3,063,455	2,924,767	3,019,171
1株当たり純資産額 (円)	35,935.30	36,947.25	38,512.20	36,322.94	37,826.31
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	582.59	717.35	1,699.54	1,222.35	1,545.78
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	579.02	714.39	1,692.60	1,215.84	1,539.32
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	0	0	0	0	1,000
自己資本比率 (%)	87.3	86.7	86.4	85.3	86.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,851	46,207	2,112	122,205	128,925
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,754	212,718	△58,431	△277,247	199,464
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△612	△6,435	△65,304	△28,175	△6,135
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	2,383,216	2,489,006	2,437,146	2,236,515	2,558,770
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	21 〔6〕	20 〔5〕	28 〔5〕	22 〔5〕	23 〔5〕

(注) 1 当社は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。

2 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3 当社は、関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4 従業員数には受入出向者を含めております。また、平均臨時雇用者数は、パートタイマー人員のみを対象にしております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において当社グループ(当社及び当社の関係会社)の営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

(注) 当社の100%子会社株式会社ラスターは、平成15年9月に主たる事業から撤退し、事実上休眠会社となっております。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成16年9月30日現在

従業員数(名)	28 [5]
---------	--------

(注) 1 従業員数は、受入出向者を含む就業人員であります。臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 従業員数は、前期末に比し、5名増加しておりますが、業容拡大に伴う採用による増加であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は、円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(平成16年9月中間期、以下、当中間期という。)におけるわが国経済は、国内需要の伸びに支えられて順調に回復軌道を歩んでまいりました。このような経済環境下で、当社が関わるインターネット関連市場では、ブロードバンド通信の利用者が増え続けるなど追い風を受けましたが、当社の当中間期業績は、営業収益964,117千円と前年同期に比べ2.1%の減収になりました。一方、当中間期の利益状況は人員増に伴う人件費の上昇などが響き、営業利益が79,471千円、経常利益が83,045千円と前年同期に比べそれぞれ14.9%、17.2%の減益となりましたが、中間純利益は特別利益として投資有価証券売却益136,109千円を計上したことが寄与して116,768千円と前年同期に比べ137.2%の大幅増益となりました。

次に事業部門別の販売実績についてみてみますと、主業のインターネット販売事業(当中間期より従来のソフトダウンロード販売事業とソフトパッケージ・ハードウェア販売事業を統合してインターネット販売事業と名称を変更いたしました。)の販売金額は828,215千円と前年同期に比べ4.5%の減収となりました。うち、プロレジ・サービス(ソフトハウスなど法人作者からの仕入によるもの。)の当中間期における販売金額は、665,295千円と前年同期に比べ20.4%の減収、シェアレジ・サービス(主として個人作者の提供によるもの。)は、販売金額が30,084千円と前年同期に比べ4.6%の減収となりました。一方、新規事業のソフトパッケージ・ハードウェア販売については、販売金額は132,835千円となりましたが、ソフトダウンロード販売事業の減収を補うまでにはいたりませんでした。

ソフトダウンロード販売の減少の原因としては、インターネット上での各種サービスの充実が利用者のソフト購買意欲を減退させている可能性があげられ、当社としては利用者のニーズの変化に即した新しいビジネスモデルの構築が急務と考えております。

そのほか、サイト広告販売事業の売上高は63,312千円と前年同期に比べ19.8%の増収となり、回復をみせております。

また、その他の事業の売上高については、72,590千円と前年同期に比べ13.2%の増収となりましたが、これは広告サーバ運用受託事業の売上割合が減少傾向にあるため、当該売上高をその他の事業に統合したことが増加要因となっており、これを除くとほぼ横ばいで推移しております。

(注) ソフトダウンロード販売の営業収益の計上方法は、シェアレジ・サービスは利用者及び作者からの手数料(利用者からは利用毎に一定金額の手数料を徴収し、作者からはソフトの本体販売価格に一定料率を乗じた金額を手数料として徴収しております。)のみを計上しているのに対し、プロレジ・サービスは本体販売価格を売上高として計上しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間期において現金及び現金同等物は、期末残高が2,437,146千円と期首残高の2,558,770千円に比べ121,624千円の減少(前年同期は252,490千円の増加)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローについては、当中間期は小計段階で58,370千円の収入(前年同期は85,119千円の収入)となりましたが、法人税等の支払額が58,700千円(前年同期の支払額は42,417千円)と前年同期に比べ増加したことなどのため2,112千円の収入(前年同期は46,207千円の収入)にとどまりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、当中間期は、有価証券の償還による収入200,000千円(前年同期は400,000千円の収入)のほか、投資有価証券の売却による収入148,526千円などがありました。投資有価証券取得による支出183,980千円、無形固定資産取得による支出26,859千円などのため58,431千円の支出(前年同期は212,718千円の収入)となりました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合わせた純現金収支(フリーキャッシュ・フロー)は、56,319千円の赤字(前年同期は258,925千円の黒字)となりました。

なお、財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間期は配当金の支払額68,454千円などのため65,304千円の支出(前年同期は6,435千円の支出)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
インターネット販売事業	828,215 (85.9)	△4.5
うちプロレジ・サービス	665,295 (69.0)	△20.4
うちシェアレジ・サービス	30,084 (3.1)	△4.6
うちソフトパッケージ・ハードウェア販売事業	132,835 (13.8)	—
サイト広告販売事業	63,312 (6.6)	19.8
その他の事業	72,590 (7.5)	13.2
合計	964,117 (100.0)	△2.1

(注) 1 金額欄の()内は、構成比(%)を表示しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 輸出版売高はありません。

4 当中間会計期間より従来のソフトダウンロード販売事業(プロレジ・サービス及びシェアレジ・サービス)とソフトパッケージ・ハードウェア販売事業を統合してインターネット販売事業と名称を変更し、併せて、従来の広告サーバ運用受託事業については売上割合が減少傾向にあるため、当該売上高をその他の事業に統合いたしました。

5 インターネット販売事業のうちソフトパッケージ・ハードウェア販売事業は前中間会計期間において販売実績がないため、前年同期比を記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、今後対処すべき課題として安定した収益源確保のため新しいビジネスモデル構築が急務と考えておりますが、当中間会計期間までに下記の取り組みを実施または着手いたしました。

平成16年6月22日開催の第16期定時株主総会において会社の目的事項に「会員組織による情報提供サービス業」を追加するための定款変更決議を行いました。会員制ビジネス展開の布石として平成16年7月に当社サイト内にパソコンゲーム専用サイト「ベクターゲームズ」を開設しました。平成16年9月には、「Vectorパスポート」という会員サービスを導入し、同専用サイトにおいて会員向けゲームの提供を開始いたしました。加えて同月中に、韓国の二大ゲームポータルサイトのうち1社と合弁契約を締結し、同社が韓国で展開しているゲーム・エンターテインメントに関するサービスを日本で展開するための日本法人の出資会社の一員に当社がなり、その一翼を担うことになりました。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	274,000
計	274,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月7日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	69,000	69,000	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」 市場)	—
計	69,000	69,000	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成16年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権も含む。)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 商法第280条ノ21の規定に基づくストックオプション目的の新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月19日)		
	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	240	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき324,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月20日～ 平成24年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株につき 発行価格 324,000 資本組入額 162,000	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、新株予約権者という。)は、権利行使時に当社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他自己都合によらない正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、③に規定する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は譲渡することができない。	同左

- (注) 1 平成14年8月9日開催の取締役会において、平成14年6月19日開催の第14期定時株主総会の決議により授権した330個のストックオプション目的の新株予約権のうち288個を発行することを決議しており、平成14年8月26日付にて新株予約権割当契約をとりかわしております。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成15年6月18日)		
	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	270	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき263,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月19日～ 平成25年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株につき 発行価格 263,000 資本組入額 131,500	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、新株予約権者という。)は、権利行使時に当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他自己都合によらない正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、③に規定する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡制限に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は譲渡することができない。	同左

(注) 1 平成16年3月19日開催の取締役会において、平成15年6月18日開催の第15期定時株主総会の決議により授権した400個のストックオプション目的の新株予約権のうち298個を発行することを決議しており、平成16年3月19日付にて新株予約権割当契約をとりかわしております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションに係る新株引受権

株主総会の特別決議日(平成12年1月7日)		
	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき50,000	同左
新株予約権の行使期間	(注)1	(注)1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株につき 発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	①新株引受権の付与を受けた者(以下、新株引受権者という。)は、権利行使時に当社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他自己都合によらない正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株引受権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左

(注) 1 当社の発行する株式が証券取引所への上場等が行われた日の翌日から6ヶ月経過した日より平成22年1月7日までとしておりますが、租税特別措置法第29条の2に規定する優遇措置の適用を受ける場合の権利行使期間は、平成14年1月8日より平成22年1月7日までとしております。

2 上記の新株予約権の目的となる株式の数、行使時の払込金額等は、平成12年6月9日ならびに平成14年2月20日付で実施したそれぞれ1:3の株式分割による調整後の数値であります。

株主総会の特別決議日(平成12年6月9日)		
	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月10日～ 平成22年1月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株につき 発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	①新株引受権の付与を受けた者(以下、新株引受権者という。)は、権利行使時に当社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他自己都合によらない正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株引受権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の数、行使時の払込金額等は、平成14年2月20日付で実施した1:3の株式分割による調整後の数値であります。

株主総会の特別決議(平成13年6月22日)		
	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	264	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき416,667	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月23日～ 平成23年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株につき 発行価格 416,667 資本組入額 208,334	同左
新株予約権の行使の条件	①新株引受権の付与を受けた者(以下、新株引受権者という。)は、権利行使時に当社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他自己都合によらない正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株引受権者が死亡した場合、相続人がこれを行ってできるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の数、行使時の払込金額等は、平成14年2月20日付で実施した1:3の株式分割による調整後の数値であります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日	63	69,000	1,575	983,252	1,575	322,250

(注) 当中間会計期間中に新株引受権の行使により、発行済株式総数が63株、資本金及び資本準備金が1,575円それぞれ増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成16年9月30日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ソフトバンクBB株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町24-1	30,600	44.35
梶 並 伸 博	東京都渋谷区大山町39-15	18,210	26.39
ヤフー株式会社	東京都港区六本木6-10-1	7,400	10.72
梶 並 京 子	東京都渋谷区大山町39-15	4,110	5.96
梶 並 千 春	東京都渋谷区大山町39-15	1,800	2.61
ソフトバンク株式会社	東京都中央区日本橋箱崎町24-1	1,600	2.32
株式会社ベクター	東京都新宿区西新宿8-14-24	276	0.40
井 上 雅 博	東京都港区西麻布3-4-1-503	210	0.30
加 登 隆 三	大阪府豊中市上野東3-13-83	159	0.23
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	150	0.22
計	—	64,515	93.50

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成16年9月30日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 276	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,724	68,724	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	69,000	—	—
総株主の議決権	—	68,724	—

(注) 完全議決権株式(その他)には証券保管振替機構名義の株式が3株(議決権3個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ベクター	東京都新宿区西新宿 8-14-24	276	—	276	0.40
計	—	276	—	276	0.40

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	360,000	348,000	320,000	385,000	315,000	310,000
最低(円)	300,000	225,000	255,000	271,000	250,000	255,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、当中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日 内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社の子会社株式会社ラスターは、平成15年9月に主たる事業から撤退し、事実上休眠会社となっており、同社の資産、売上等の中間連結財務諸表に与える影響が軽微であることを勘案すると、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項の規定により、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		2,489,006		2,437,146		2,558,770		
2 売掛金		207,634		225,683		223,539		
3 前払費用		9,334		8,506		7,749		
4 繰延税金資産		7,305		8,965		8,314		
5 未収入金		40,985		43,537		45,829		
6 その他の 流動資産		1,677		105		261		
貸倒引当金		△675		△726		△727		
流動資産合計		2,755,269	94.2	2,723,219	88.9	2,843,737	94.2	
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
(1) 建物		4,122		3,490		3,778		
(2) 車両運搬具		1,004		683		813		
(3) 器具備品		23,515		28,650		23,992		
有形固定資産 合計		28,642	1.0	32,824	1.1	28,585	0.9	
2 無形固定資産								
(1) ソフトウェア		12,477		35,676		16,813		
(2) ソフトウェア 仮勘定		—		9,366		—		
(3) その他の無 形固定資産		1,083		1,058		1,070		
無形固定資産 合計		13,560	0.5	46,100	1.5	17,883	0.6	
3 投資その他の 資産								
(1) 投資有価証 券		68,761		223,441		73,902		
(2) 関係会社株 式		13,850		3,260		9,050		
(3) 長期前払費 用		1,732		1,495		1,815		
(4) 繰延税金資 産		8,239		5,367		8,634		
(5) 敷金		35,562		27,746		35,562		
投資その他の 資産合計		128,146	4.4	261,311	8.5	128,965	4.3	
固定資産合計		170,348	5.8	340,236	11.1	175,434	5.8	
資産合計		2,925,618	100.0	3,063,455	100.0	3,019,171	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I	流動負債							
1	買掛金	224,006		206,204		212,492		
2	未払金	14,104		31,134		33,668		
3	未払費用	3,561		4,308		4,219		
4	未払法人税等	44,457		77,645		58,699		
5	未払消費税等	6,277		3,855		7,474		
6	預り金	84,592		78,867		87,864		
7	賞与引当金	7,720		9,319		7,994		
	流動負債合計		384,719 13.2		411,336 13.4		412,412 13.7	
II	固定負債							
	退職給付引当金	4,285		5,406		5,066		
	固定負債合計		4,285 0.1		5,406 0.2		5,066 0.2	
	負債合計		389,004 13.3		416,743 13.6		417,479 13.8	
(資本の部)								
I	資本金		981,527 33.5		983,252 32.1		981,677 32.5	
II	資本剰余金							
1	資本準備金	320,525		322,250		320,675		
2	その他 資本剰余金	1,050,000		1,050,000		1,050,000		
	資本剰余金合計		1,370,525 46.8		1,372,250 44.8		1,370,675 45.4	
III	利益剰余金							
1	利益準備金	750		750		750		
2	任意積立金	1,535		1,150		1,535		
3	中間(当期) 未処分利益	222,280		327,650		283,657		
	利益剰余金合計		224,565 7.7		329,550 10.8		285,942 9.5	
IV	その他有価証券 評価差額金		4,355 0.1		6,019 0.2		7,757 0.3	
V	自己株式		△44,360 △1.5		△44,360 △1.4		△44,360 △1.5	
	資本合計		2,536,613 86.7		2,646,712 86.4		2,601,692 86.2	
	負債・資本合計		2,925,618 100.0		3,063,455 100.0		3,019,171 100.0	

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 営業収益			984,506	100.0		964,117	100.0		2,013,809	100.0
II 営業費用	※1		891,104	90.5		884,645	91.8		1,802,298	89.5
営業利益			93,401	9.5		79,471	8.2		211,511	10.5
III 営業外収益	※2		7,158	0.7		3,776	0.4		11,450	0.6
IV 営業外費用	※3		206	0.0		203	0.0		343	0.0
経常利益			100,353	10.2		83,045	8.6		222,617	11.1
V 特別利益	※4		2,010	0.2		136,110	14.1		1,958	0.1
VI 特別損失	※5		16,150	1.6		24,885	2.6		31,636	1.6
税引前中間 (当期)純利益			86,214	8.8		194,271	20.2		192,939	9.6
法人税、住民税 及び事業税		44,662			73,695			93,772		
法人税等調整額		△7,671	36,991	3.8	3,806	77,502	8.0	△11,433	82,339	4.1
中間(当期) 純利益			49,223	5.0		116,768	12.1		110,600	5.5
前期繰越利益			173,057			210,881			173,057	
中間(当期) 未処分利益			222,280			327,650			283,657	

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益		86,214	194,271	192,939
2 減価償却費		7,701	8,629	15,811
3 長期前払費用償却額		601	772	1,563
4 貸倒引当金の増減額 (減少:△)		△2,073	△1	△2,021
5 退職給付引当金の増減額 (減少:△)		781	339	1,562
6 賞与引当金の増減額 (減少:△)		△120	1,324	154
7 受取利息及び受取配当金		△4,123	△2,762	△7,430
8 固定資産除却損		—	—	10,068
9 投資有価証券売却益		△1,755	△136,109	△1,755
10 投資有価証券評価損		—	19,095	618
11 関係会社株式売却益		△1,566	—	△1,566
12 関係会社株式評価損		16,150	5,790	20,950
13 売上債権の増減額 (増加:△)		33,505	147	12,756
14 仕入債務の増減額 (減少:△)		△18,500	△6,287	△30,015
15 預り金の増減額 (減少:△)		△19,180	△8,997	△15,907
16 未払消費税等の増減額 (減少:△)		△2,065	△3,618	△869
17 役員賞与の支払額		△4,000	△4,500	△4,000
18 その他		△6,450	△9,722	7,156
小計		85,119	58,370	200,016
19 利息及び配当金の受取額		3,505	2,442	6,194
20 法人税等の支払額		△42,417	△58,700	△77,285
営業活動による キャッシュ・フロー		46,207	2,112	128,925

		前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有価証券の取得による支出		△199,773	△199,679	△599,154
2 有価証券の償還による収入		400,000	200,000	800,000
3 有形固定資産の取得による 支出		—	△3,804	△3,213
4 無形固定資産の取得による 支出		—	△26,859	△10,000
5 投資有価証券の取得による 支出		—	△183,980	—
6 投資有価証券の売却による 収入		12,675	148,526	12,675
7 長期前払費用の取得による 支出		△180	△451	△838
8 敷金の預入れによる支出		△4	—	△4
9 敷金の戻受けによる収入		—	7,816	—
投資活動による キャッシュ・フロー		212,718	△58,431	199,464
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 株式の発行による収入		3,000	3,150	3,300
2 自己株式取得による支出		△9,435	—	△9,435
3 配当金の支払額		—	△68,454	—
財務活動による キャッシュ・フロー		△6,435	△65,304	△6,135
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		252,490	△121,624	322,254
V 現金及び現金同等物の 期首残高		2,236,515	2,558,770	2,236,515
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		2,489,006	2,437,146	2,558,770

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法	有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 同左	有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの …決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 (2) 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法 (3) 長期前払費用 均等償却 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上しております。 なお、貸倒懸念債権等特定の債権は、ありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法に基づき会社規程による中間会計期間末自己都合要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	—————	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>(法人税等の会計処理) 当中間会計期間に係る納付税額及び法人税額は、当期において予定している利益処分による特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(法人税等の会計処理) 同左</p> <p>(事業税の外形標準課税制度) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税のうち付加価値割及び資本割部分については営業費用に計上しております。</p> <p>この結果、営業費用が3,951千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が3,951千円減少しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却 累計額 47,875千円	※1 有形固定資産の減価償却 累計額 58,600千円	※1 有形固定資産の減価償却 累計額 53,129千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
※1 営業費用のうち主なもの ソフトウェア 656,901千円 販売原価 原稿料 3,709 広告宣伝費 65 支払手数料 28,421 役員報酬 19,688 給与手当・賞与 76,492 賞与引当金繰入額 7,720 退職給付費用 781 福利厚生費 10,317 業務委託費 6,148 通信費 15,908 租税公課 604 減価償却費 7,701 保守修理費 4,424 地代家賃 21,901 賃借料 7,786	※1 営業費用のうち主なもの インターネット 620,980千円 ト販売原価 原稿料 7,726 広告宣伝費 30 支払手数料 28,039 役員報酬 20,312 給与手当・賞与 96,748 賞与引当金繰入額 9,319 退職給付費用 708 福利厚生費 11,733 業務委託費 8,526 通信費 12,497 租税公課 4,372 減価償却費 8,629 保守修理費 4,205 地代家賃 21,252 賃借料 7,745 なお、営業収益の区分変更に伴い、当中間会計期間からダウンロード販売原価とパッケージ販売原価を統合し、インターネット販売原価と表示しております。	※1 営業費用のうち主なもの ダウンロード販売原価 1,244,314千円 パッケージ販売原価 65,352 原稿料 7,088 広告宣伝費 953 支払手数料 64,157 役員報酬 39,727 給与手当・賞与 167,386 賞与引当金繰入額 7,994 退職給付費用 1,562 福利厚生費 22,880 業務委託費 16,385 通信費 29,202 租税公課 634 減価償却費 15,811 保守修理費 8,884 地代家賃 43,811 賃借料 16,803 なお、ソフトウェアのパッケージ販売を当事業年度から開始したため、当該取引に係る売上原価をパッケージ販売原価と表示し、従来のソフトウェア販売原価はダウンロード販売原価と表示しております。
※2 営業外収益のうち主なもの 受取利息 2,488千円 有価証券利息 1,634 投資有価証券売却益 1,755	※2 営業外収益のうち主なもの 受取利息 2,442千円 有価証券利息 320	※2 営業外収益のうち主なもの 受取利息 4,977千円 有価証券利息 2,253 投資有価証券売却益 1,755
※3 営業外費用のうち主なもの 新株発行費 98千円	※3 営業外費用 新株発行費 203千円	※3 営業外費用のうち主なもの 新株発行費 236千円
※4 特別利益 関係会社株式売却益 1,566千円 貸倒引当金戻入益 444	※4 特別利益のうち主なもの 投資有価証券売却益 136,109千円	※4 特別利益 関係会社株式売却益 1,566千円 貸倒引当金戻入益 392

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
※5 特別損失 関係会社株式 評価損 16,150千円	※5 特別損失 関係会社株式 評価損 5,790千円 投資有価証券 評価損 19,095	※5 特別損失 固定資産 除却損 10,068千円 関係会社株式 評価損 20,950 投資有価証券 評価損 618
6 減価償却実施額 有形固定資産 5,506千円 無形固定資産 2,182	6 減価償却実施額 有形固定資産 5,471千円 無形固定資産 3,158	6 減価償却実施額 有形固定資産 11,384千円 無形固定資産 4,427

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成15年9月30日)	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成16年9月30日)	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に掲記されている科目の金 額との関係 (平成16年3月31日)
現金及び預金 2,489,006千円 勘定	現金及び預金 2,437,146千円 勘定	現金及び預金 2,558,770千円 勘定
現金及び 現金同等物 2,489,006	現金及び 現金同等物 2,437,146	現金及び 現金同等物 2,558,770

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具 備品</th> <th>ソフト ウェア</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>31,346</td> <td>737</td> <td>32,083</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額 相当額</td> <td>27,428</td> <td>644</td> <td>28,073</td> </tr> <tr> <td>中間期末 残高相当額</td> <td>3,918</td> <td>92</td> <td>4,010</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>4,284千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,284</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,332千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費 相当額</td> <td>4,010</td> </tr> <tr> <td>支払利息 相当額</td> <td>129</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		器具 備品	ソフト ウェア	合計	取得価額 相当額	31,346	737	32,083	減価償却 累計額 相当額	27,428	644	28,073	中間期末 残高相当額	3,918	92	4,010	1年内	4,284千円	1年超	—	計	4,284	支払リース料	4,332千円	減価償却費 相当額	4,010	支払利息 相当額	129	—————	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。</p> <p>2 未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。</p> <p>3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8,664千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費 相当額</td> <td>8,021</td> </tr> <tr> <td>支払利息 相当額</td> <td>177</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	8,664千円	減価償却費 相当額	8,021	支払利息 相当額	177
	器具 備品	ソフト ウェア	合計																																	
取得価額 相当額	31,346	737	32,083																																	
減価償却 累計額 相当額	27,428	644	28,073																																	
中間期末 残高相当額	3,918	92	4,010																																	
1年内	4,284千円																																			
1年超	—																																			
計	4,284																																			
支払リース料	4,332千円																																			
減価償却費 相当額	4,010																																			
支払利息 相当額	129																																			
支払リース料	8,664千円																																			
減価償却費 相当額	8,021																																			
支払利息 相当額	177																																			

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成15年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
その他有価証券 株式	2,160	9,480	7,319

2 時価評価されていない主な有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
(1) 子会社株式	13,850
(2) その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	59,281

当中間会計期間末(平成16年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
その他有価証券			
① 株式	2,244	12,384	10,139
② その他	99,980	99,990	10
計	102,224	112,374	10,149

2 時価評価されていない主な有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
(1) 子会社株式	3,260
(2) その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	111,067

前事業年度末(平成16年3月31日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
その他有価証券 株式	2,160	15,240	13,079

2 時価評価されていない主な有価証券

内容	貸借対照表計上額(千円)
(1) 子会社株式	9,050
(2) その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	58,662

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり 純資産額 36,947円25銭	1株当たり 純資産額 38,512円20銭	1株当たり 純資産額 37,826円31銭
1株当たり 中間純利益 717円35銭	1株当たり 中間純利益 1,699円54銭	1株当たり 当期純利益 1,545円78銭
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 714円39銭	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 1,692円60銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 1,539円32銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	49,223	116,768	110,600
普通株主に帰属しない金額 利益処分による役員賞与金 (千円)	—	—	4,500
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	49,223	116,768	106,100
期中平均株式数(株)	68,619	68,706	68,639
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	284	282	288
(うち新株引受権(株))	284	252	287.9
(うち新株予約権(株))	—	30	0.1
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株引受権1種類(新株 引受権の残高120,000千 円)及び新株予約権1種 類(新株予約権の数264 個)。これらの詳細につ いては、第4提出会 社の状況1株式等 の状況(2)新株予約 権等の状況に記載のと おりであります。	新株引受権1種類(新株 引受権の残高110,000千 円)及び新株予約権1種 類(新株予約権の数240 個)。これらの詳細につ いては、第4提出会 社の状況1株式等 の状況(2)新株予約 権等の状況に記載のと おりであります。	新株引受権1種類(新株 引受権の残高120,000千 円)及び新株予約権1種 類(新株予約権の数264 個)。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>—————</p>	<p>平成16年10月15日開催の取締役会においてバリューモア株式会社の株式を取得することを決議し、同日付で株式売買契約書を締結いたしました。</p> <p>(1) 株式取得の相手会社の名称 ソフトバンクBB株式会社</p> <p>(2) 買収する会社の名称及び事業内容 名称：バリューモア株式会社 事業内容：インターネットを利用したパソコン・同周辺機器並びにパッケージソフトの販売</p> <p>(3) 株式取得の時期 平成16年10月22日</p> <p>(4) 取得する株式の数、取得価額 取得する株式の数：1,650株 (発行済株式の55%) 取得価額：85,143千円</p>	<p>平成16年6月22日開催の第16期定時株主総会において以下に関する件を付議、決議しております。 商法第280条ノ21の規定に基づく「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」</p> <p>(1) 割当対象者 当社の取締役、監査役、従業員のほか、顧問並びに特定使用人等に準じる者</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式400株を総株数の上限とする。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額 無償とする。</p> <p>(4) 新株予約権行使時に払込すべき金額 時価を基準とした価格</p> <p>(5) 新株予約権の行使期間 平成18年6月21日より平成26年6月22日</p> <p>(6) その他 提出日現在、割当契約を締結しておりません。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---------------------|--|-----------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書の訂正報告書 | 事業年度
(第15期) | 自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日 | 平成16年6月15日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類 | 事業年度
(第16期) | 自 平成15年4月1日
至 平成16年3月31日 | 平成16年6月24日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づくもの(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象として投資有価証券売却益の発生)。 | | 平成16年8月30日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの(特定子会社に該当する子会社株式の取得)。 | | 平成16年10月22日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 自己株券買付状況報告書 | | | 平成16年4月5日
平成16年5月6日
平成16年6月7日
平成16年7月1日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年11月26日

株式会社 ベクター
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 高山 秀 廣 ㊞

関与社員 公認会計士 岡崎 芳 雄 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベクターの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベクターの平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月3日

株式会社 ベクター
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高山 秀 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡崎 芳 雄 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベクターの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベクターの平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。